



島根県報

令和4年10月25日（火）

第 357 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

森林法第50条第2項の規定による使用権の設定に関する認可の申請に係る意見の
聴取 (森 林 整 備 課) 2

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 2

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教 育 庁 総 務 課) 3

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する
規則の一部を改正する規則 (学 校 企 画 課) 9

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例附則第12項、第14項又は第15項の規
定による給料に関する規則 (教 育 庁 総 務 課) 9

【教委訓令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正 (") 16

告 示**島根県告示第687号**

森林法（昭和26年法律第249号）第50条第1項の規定により、使用権の設定に関する認可の申請があったので、同条第2項の規定による意見の聴取について、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 事案の要旨**(1) 使用権設定に関する認可の申請者**

松江市長 上定 昭仁

(2) 使用権設定の目的

林業専用道上来待線開設のため

(3) 対象となる土地

松江市宍道町字上来待2625、2711-1、4271-1、4271-2、4279-1、4285、4286-1、4286-2、4289、4326-3、4327、4351

(4) 使用の時期及び期間

認可の日から施設が存続する期間

2 意見聴取会の期日、場所等**(1) 期日**

令和4年11月1日（火） 午前10時

(2) 場所

松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎 602会議室

(3) その他

ア 意見聴取会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

イ 対象となる土地の所有者及びその土地に関し所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）は、意見聴取会に出席し、意見を述べることができる。

ウ 期日に代理人を出席させようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出すること。

エ 全ての所有者等及びその代理人の出席がない場合は、意見聴取会は開催しないものとする。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年10月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 作業期間

令和4年10月24日から同年11月30日まで

3 作業地域

江津市後地町

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月25日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第18号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条の2各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第15条の2に定める給料の調整を行う職は、次の各号のいずれかに掲げる職とする。

第26条の2に次の5項を加える。

- 2 教育職員（次項に掲げる教育職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に調整数1.0を乗じて得た額とする。
- 3 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る調整数1.0を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。
 - (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。） 条例第22条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第38条において「定年前再任用短時間勤務に係る算出率」という。）
 - (2) 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員（次条及び第38条において「育児短時間勤務教育職員等」という。） 条例第22条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第38条において「育児短時間勤務に係る算出率」という。）
 - (3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された教育職員（次条及び第38条において「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。） 条例第22条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第38条において「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率」という。）
 - (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された教育職員（次条及び第38条において「任期付短時間勤務教育職員」という。） 条例第22条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次条及び第38条において「任期付短時間勤務に係る算出率」という。）
- 4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる教育職員にあっては、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。
 - (1) 次号に掲げる教育職員以外の教育職員 当該教育職員の属する職務の級に応じた別表第9の3に掲げる額
 - (2) 前項第1号に掲げる教育職員 当該教育職員の属する職務の級に応じた別表第9の3の2に掲げる額
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。
- 6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

第26条の3第2項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた額)」を加え、同項第1号中「再任用教育職員」を「次号に掲げる教育職員」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同項第2号中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「額（再任用短時間勤務教育職員にあつてはその額に再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあつてはその額に育児短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「額に、定年前再任用短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」に改める。

第28条の6中「再任用された教職員」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）」に改める。

第29条の8第1項第2号中「再任用短時間教育職員等」を「定年前再任用短時間勤務教職員等」に改める。

第29条の9第2項中「又は任期付職員条例第10条第3項」を「、任期付職員条例第10条第3項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年島根県条例第31号）第4条第4項」に改める。

第29条の12の9第2号中「再任用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日における採用）」を「定年前再任用（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用であつて、法の規定により退職した日の翌日におけるもの）」に改める。

第31条の6第2項第7号中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第32条の6第2項第1号イ中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第37条の2第1項第1号中「条例第15条の3第1項に規定する管理職員」を「次号に掲げる教育職員以外の管理職員（条例第15条の3第1項に規定する管理職員をいう。次条において同じ。）」に改め、「当該管理職員」を「次に掲げる当該管理職員」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定年前再任用短時間勤務教育職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る第26条の3第1項の表の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 3種 7,000円

イ 4種及び5種 5,000円

ウ 6種 3,000円

第37条の2の2第1項中「当該管理職員の占める職に係る第26条の3第1項の表の区分欄に定める」を「教育職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる教育職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る第26条の3第1項の表の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 3種 4,000円

イ 4種及び5種 3,000円

ウ 6種 2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務教育職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る第26条の3第1項の表の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 3種 3,500円

イ 4種及び5種 2,500円

ウ 6種 1,500円

第38条第1項中「再任用教育職員」及び「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「再任用短時間勤務に係る」を「定年前再任用短時間勤務に係る」に改める。

第39条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第20条の2の県教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる日の日数の合計に7時間45分（定年前再任用短時間勤務教職員にあっては定年前再任用短時間勤務に係る算出率を、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている教職員（次条において「育児短時間勤務教職員等」という。）にあっては育児短時間勤務に係る算出率を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された教職員（次条において「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員」という。）にあっては育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を、任期付職員条例第4条の規定により採用された教職員（次条において「任期付短時間勤務教職員」という。）にあっては任期付短時間勤務に係る算出率をそれぞれ7時間45分に乗じて得た時間）を乗じたものとする。

第40条を第41条とし、第39条の次に次の1条を加える。

（定年前再任用短時間勤務教職員等の給料月額）の端数計算）

第40条 次の各号に掲げる教職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の給料月額とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務教職員 条例第12条の2
- (2) 育児短時間勤務教職員等 育児休業条例第15条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第7条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項
- (3) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員 育児休業条例第25条の規定により読み替えられた条例第7条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項
- (4) 任期付短時間勤務教職員 任期付職員条例第10条第3項の規定により読み替えられた条例第7条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項

附則に次の4項を加える。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員の給料の調整額）

17 条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員に対する第26条の2第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員の管理職手当）

18 条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員に対する第26条の3第2項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員の管理職員特別勤務手当）

19 条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員に対する第37条の2第1項及び第37条の2の2第1項の規定の適用については、当分の間、第37条の2第1項第1号及び第37条の2の2第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別勤務手当）

20 条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員に対する第38条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

別表第9の3中「第26条の2関係」を「第26条の2第4項第1号関係」に改め、同表第9の3の次に次の1表を加える。

別表第9の3の2（第26条の2第4項第2号関係）

定年前再任用短時間勤務教育職員の給料の調整額の調整基本額表（中学校・小学校等教育職給料表）

職務の級	調整基本額
------	-------

1 級	6,793円
2 級	8,176円
特2 級	8,993円
3 級	10,012円
4 級	12,224円

別表第11再任用教育職員以外の教育職員の項及び再任用教育職員の項中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 令和5年旧法 令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。

(3) 令和4年改正条例 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）をいう。

(4) 改正後の規則 この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則をいう。

(5) 改正前の規則 この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則をいう。

(6) 施行日 この規則の施行日をいう。

(7) 暫定再任用教職員 令和4年改正条例附則第47項に規定する暫定再任用教職員をいう。

(8) 暫定再任用教育職員 暫定再任用教職員のうち教育職員をいう。

(9) 暫定再任用短時間勤務教職員 令和4年改正条例附則第49項に規定する暫定再任用短時間勤務教職員をいう。

(10) 暫定再任用短時間勤務教育職員 暫定再任用短時間勤務教職員のうち教育職員をいう。

(11) 定年前再任用短時間勤務教職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教職員をいう。

(12) 定年前再任用短時間勤務教育職員 定年前再任用短時間勤務教職員のうち教育職員をいう。

(13) 旧法再任用教育職員 施行日前に、令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員をいう。

(暫定再任用教育職員の給料の調整額に関する経過措置)

3 暫定再任用教育職員（暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第26条の2第4項の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第26条の2第3項及び第4項の規定を適用する。

5 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「条例」という。）第15条の2の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定により採用された教育職員（次項において「特定暫定再任用教育職員」という。）のうち、当該職に係る令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第3条に規定する年齢（令和4年改正条例附則第18項各号に規定する職にあつては、同附則第19項に規定する年齢）に達した日が施行日の前日以前である教育職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第26条の2及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該教育職員に係る調整数を乗じて得た額を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務教育職員にあつてはその額に改正後の規則第26条の2第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる教育職員にあつてはその額に同号に定める数

をそれぞれ乗じて得た額) (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を給料の調整額として支給する。

6 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員であった教育職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員 (第3号に掲げる教育職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用教育職員 (次号に掲げる教育職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員になったとした場合に令和4年改正条例第4条の規定による改正前の条例 (次号において「令和5年旧給与条例」という。) 及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第26条の2の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用教育職員 (給料の調整額適用職以外の職を占める教育職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める教育職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員となったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合 (次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合) に、令和5年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第26条の2の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 教育職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合 (同日に旧法再任用教育職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用教育職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和5年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

(暫定再任用教育職員の管理職手当に関する経過措置)

7 暫定再任用教育職員 (暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。) に対する改正後の規則第26条の3第2項の規定の適用については、同条第1号中「別表第9の6」とあるのは「別表第9の7」とする。

8 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第26条の3第2項の規定を適用する。

(暫定再任用教職員の通勤手当に関する経過措置)

9 次に掲げる事由が生じた暫定再任用教職員のうち、条例第18条第1項第1号又は第3号に掲げる教職員であつて、市町村立学校の教職員の給与に関する規則第29条の12の9第1号に規定する常例にあるものは、条例第18条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員とする。

(1) 令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定による採用 (令和5年旧法第28条の2第1項の規定により退職した日 (令和5年旧法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項若しくは第15項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。) の翌日におけるものに限る。) をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定による採用 (地方公務員法第28条の6第1項の規

定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項若しくは第16項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

- 10 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教職員に対する改正後の規則第29条の12の9の規定の適用については、同条第2号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

（暫定再任用教職員の単身赴任手当に関する経過措置）

- 11 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、市町村立学校の教職員の給与に関する規則第31条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する学校に通勤することが同規則第31条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用教職員は、条例第18条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員とする。

- (1) 令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定による採用（令和5年旧法第28条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項若しくは第15項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

- (2) 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同条第22条の4第1項、第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項若しくは第16項による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

- 12 施行日前に、令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用をされた教職員については、改正前の規則第31条の6第2項第7号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（暫定再任用教育職員の管理職員特別勤務手当に関する経過措置）

- 13 暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第37条の2第1項及び第37条の2の2第1項の規定を適用する。

（暫定再任用短時間勤務教育職員の義務教育等教員特別手当に関する経過措置）

- 14 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第38条第1項の規定を適用する。

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用教職員への準用）

- 15 令和4年改正条例附則第48項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用教職員について準用する。

（暫定再任用短時間勤務教職員等の給料月額の上端数計算）

- 16 次の各号に掲げる教職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の上端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の給料月額とする。

- (1) 暫定再任用短時間勤務教職員 令和4年改正条例附則第49項

- (2) 育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用教職員 令和4年改正条例附則第48項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えら

れた令和4年改正条例附則第47項
(雑則)

17 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月25日

島根県教育委員会教育長 野 津 健 二

島根県教育委員会規則19号

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第5号中「平成4年島根県条例第9号」の次に「。第13条第2項第3号において「育児休業条例」という。」を加える。

第13条第1項第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第13条第2項第3号を次のように改める。

(3) 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和4年10月25日

島根県教育委員会教育長 野 津 健 二

島根県教育委員会規則第20号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「条例」という。）附則第16項の規定に基づき、附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理監督職 職員の定年に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第6条に規定する職をいう。

(2) 異動期間 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する異動期間

(法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。

- (3) 特例任用後降任教職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた教職員であって、条例附則第12項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用教職員(法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める教職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用教職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める教職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第10項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号。以下「教職員給与規則」という。)第1条の2第4号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 条例第5条第1項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない教職員給与規則別表第6から別表第6の3までに定める初任給基準表(第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 条例第6条第2項の規定により教職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている教職員にあっては、当該給料月額に条例第22条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。
- (9) その者の号給等 当該教職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(条例附則第12項の教育委員会規則で定める教職員)

第3条 条例附則第12項の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた教職員(特例任用後降任教職員を除く。)のうち、次に掲げる教職員
- ア 異動日以後に初任給基準異動をした教職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格をした教職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した教職員を除く。)
 - エ 異動日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された教職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる教職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた教職員

(他の職への降任をされた教職員に対する条例附則第14項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた教職員(特例任用後降任教職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員となり、特定日に条例附則第10項の規定により当該教職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる教職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる教職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる教職員以外の教職員にあっては、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる教職員に該当する教職員(第3項の規定の適用を受ける教職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる教職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額

を、条例附則第14項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした教職員（第4号に掲げる教職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 異動日から特定日までの間に降格をした教職員（第4号に掲げる教職員を除く。） 異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
 - (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した教職員を除く。） 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ アに掲げる教職員以外の教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
 - (4) 異動日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された教職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる教職員 教育委員会の定める額
 - (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であって同項第5号に掲げる教職員に該当する教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であるものとし、当該教職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる教職員に該当する教職員（前項の規定の適用を受ける教職員を除く。）には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、条例附則第14項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任教職員に対する条例附則第14項の規定による給料の支給）

- 第5条** 特例任用後降任教職員であって、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、異動日に条例附則第10項の規定により当該教職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する教職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第14項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当

該教職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任教職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員となり、異動日に条例附則第10項の規定により当該教職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる教職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる教職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる教職員以外の教職員にあつては、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる教職員に該当する教職員（第3項の規定の適用を受ける教職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる教職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第14項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした教職員（第4号に掲げる教職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（教職員から書面による同意を得て行ふものを除く。以下この号において同じ。）をした教職員（第4号に掲げる教職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ アに掲げる教職員以外の教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (4) 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された教職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる教職員 教育委員会の定める額
 - (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当

該教職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であつて、第5号に掲げる教職員に該当する教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であるものとし、当該教職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる教職員に該当する教職員（前項の規定の適用を受ける教職員を除く。）には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、条例附則第14項の規定による給料として支給する。

（降任相当給料表異動をした教職員に対する条例附則第15項の規定による給料の支給）

第7条 降任相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした教職員（第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員から降任相当給料表異動をした教職員を除く。第4項において同じ。）であつて、降任相当転任日（当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（第4項各号に掲げる教職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第10項の規定により当該教職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任相当給料表異動をした教職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、条例附則第10項の規定の適用を受ける教職員であつて、次に掲げる教職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした教職員

(2) 降任相当転任日から特定日までの間に降格をした教職員

(3) 降任相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員（降任相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した教職員を除く。）

(4) 降任相当転任日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された教職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる教職員

第8条 第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員から降任相当給料表異動をした教職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（第4項各号に掲げる教職員を除く。）のうち、降任相当転任日に条例附則第10項の規定により当該教職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から当該降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、その

うち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教職員には、降任相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員から降任相当給料表異動をした教職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、条例附則第10項の規定の適用を受ける教職員であって、次に掲げる教職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした教職員

(2) 仮定異動期間末日から降任相当転任日までの間に降格(教職員から書面による同意を得て行うものを除く。)をした教職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員

(4) 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された教職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる教職員

(特例任用期間降格等教職員に対する条例附則第15項の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等教職員(第3項特例任用教職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(教職員から書面による同意を得て行うものに限る。)をされた教職員又は給料表異動により当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教職員の職務の級より下位の職務の級となった教職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員(第4項各号に掲げる教職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等教職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に条例附則第10項の規定により当該教職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教職員には、特例任用期間降格等教職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 特例任用期間降格等教職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした教職員 特例任用期間降格等教職員となった日の前日に特例任用期間降格等教職員となった日において適用される給料表の適用を受ける教職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等教職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等教職員

となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等教職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等教職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、条例附則第10項の規定の適用を受ける教職員であって、次に掲げる教職員には、教育委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、教育委員会の定める額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。
 - (1) 特例任用期間降格等教職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に教職員給与規則第1条の2第3号に規定する昇格をした教職員
 - (2) 特例任用期間降格等教職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした教職員
 - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等教職員となった日までの間に降格(教職員から書面による同意を得て行うものを除く。)をした教職員
 - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員
 - (5) 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された教職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる教職員

(人事交流等教職員に対する条例附則第15項の規定による給料の支給)

第10条 教職員給与規則第9条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された教職員(以下この条において「人事交流等教職員」という。)のうち人事交流等教職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に教職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等教職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける教職員(第4項各号に掲げる教職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第10項の規定により当該教職員が受ける給料月額(人事交流等教職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に教職員であったものとして条例附則第10項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に教職員となったものとした場合に当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項及び第3項において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教職員には、人事交流等教職員となった日(特定日前に人事交流等教職員となった場合にあっては特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 給料月額の変更をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等教職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等教職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等教職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等教職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、条例附則第10項の規定の適用を受ける教職員であって、次に掲げる教職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、条例附則第15項の規定による給料として支給する。
- (1) かつて第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて教職員給与規則第9条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等教職員となったもの及びこれに準ずるもの
 - (2) 人事交流等教職員となった日以後に給料表異動等をした教職員
 - (3) 人事交流等教職員となった日から特定日までの間に降格をした教職員
 - (4) 人事交流等教職員となった日（特定日前に人事交流等教職員となった場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした教職員
 - (5) 人事交流等教職員となった日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された教職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる教職員
- （この規則により難い場合の措置）

第11条 条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の支給に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第7号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月25日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第4条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法）」に、「第28条の5」を「第22条の4第1項」に、「（以下「再任用短時間勤務職員」と）を「を」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表職員の項中「及び水産練習船」の次に「神海丸」を加え、「教育職員」を「教職員」に改め、同表週休日の項

中「条例」を「職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）」に改め、同項県立学校の欄中「所属長」を「（所属長）」に改め、「する。」の次に「）」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。